



届出は、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、行為の着手する日の30日前までに石岡市長あて提出

地区計画変更届出

- 1 変更届出は、都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、設計又は施行方法を変更しようとするときに、行為の着手する日の30日前までに石岡市長あて提出
- 2 添付書類は、地区計画の変更届出書、委任状(代理者の場合)、案内図、土地利用計画図、平面図・立面図、前願地区計画受理書(原本1部) **以外各2部提出**
- 3 地区計画変更届出書の内容の記入の仕方
記載に当たっては、変更に係る内容を具体的に明示すること。
- 4 設計図書について
設計図書は、変更前・変更後(変更部分については朱書き)のものを別葉で添付すること。

地区計画中止届出

- 1 届出は、都市計画法第58条の2第1項の地区計画の届出を中止する際、石岡市長あて提出。
- 2 添付書類は、地区計画の中止届出書、前願地区計画受理書(原本1部) **以外各2部提出**